

ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約

当社は、この特約により、個人賠償責任補償特約第3条（保険金を支払わない場合）（注6）の規定中「原動力がもつばら人力であるもの」とあるのは「原動力がもつばら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート」と読み替えて適用します。